

食料産業部会の所掌事務へのプラスチック 資源循環促進法の追加について



概 要

- プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令(令和四年政令第二十五号。令和4年4月1日施行)附則により、食料・農業・農村政策審議会令第一条が改正され、食料・農業・農村審議会の所掌事務にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第三十条第四項及び第四十六条第五項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理することが追加された。

（注）同附則では、水産政策審議会令も改正し、所掌事務にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）の規定（＝同法第46条第5項）に基づきその権限に属させられた事項を処理することが追加された。

- これに伴い、食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について（平成十九年七月十二日食料・農業・農村政策審議会令決定）を改正し、食料産業部会の所掌事務に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）の規定により審議会の権限に属させられた事項」を追加する。

食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について（平成十九年七月十二日食料・農業・農村政策審議会令決定）の改正



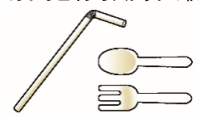
第1条の表中食料産業部会の所掌事務部分を抜粋 今回改正箇所赤字

名 称	所 掌 事 務
食料産業部会	卸売市場法（昭和46年法律第35号）、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）、食品等の流通の合理化及び取引の最適化に関する法律（平成3年法律第59号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号） 及び 、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号） 及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号） の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

(参考) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要

- ✓ 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を一層促進する重要性が高まっている。
- ✓ プラスチック使用製品の設計から廃棄物処理に至るまでのプラスチック資源循環の取組を促進するため、令和4年4月1日、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行された。

個別の措置事項

設計・製造	【環境配慮設計指針】（主務大臣：経産、事業所管大臣） ● 製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける。 ➢ 認定製品を国が率先して調達する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての設備への支援を行う。  ＜付け替えボトル＞
販売・提供	【使用の合理化】（主務大臣：経産、事業所管大臣） ● ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準を策定する。 ➢ 主務大臣の指導・助言、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への勧告・公表・命令を措置する。  ＜ワンウェイプラスチックの例＞
排出・回収・リサイクル	【市区町村の分別収集・再商品化】（主務大臣：経産、環境） ● プラスチック資源の分別収集を促進するため、容リ法ルートを活用した再商品化を可能にする。  ＜プラスチック資源の例＞ ● 市区町村と再商品化事業者が連携して行う再商品化計画を作成する。 ➢ 主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、梱包等を省略して再商品化事業者が実施することが可能に。
	【製造・販売事業者等による自主回収】（主務大臣：経産、環境） ● 製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成する。 ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。  ＜店頭回収等を促進＞
	【排出事業者の排出抑制等】（主務大臣：経産、環境、事業所管大臣） ● 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定する。 ➢ 主務大臣の指導・助言、プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・命令を措置する。 【排出事業者の再資源化計画】（主務大臣：経産、環境） ● 排出事業者等が再資源化計画を作成する。 ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じ、資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行

特定プラスチック使用製品の使用の合理化

農林水産省
新事業・食品産業部

・特定プラスチック使用製品提供事業者に対しては、使用の合理化によりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するために取り組むべき措置の判断の基準となるべき事項を省令で規定。主務大臣は特定プラスチック使用製品提供事業者に対して指導・助言、多量提供事業者に対して勧告、公表、命令をすることができる。

主務大臣（経済産業大臣＋事業所管大臣）

必要な指導及び助言をすることができる。

特定プラの使用の合理化による排出抑制の状況が著しく不十分な場合、勧告、公表、命令をすることができる。

命令前：審議会の意見を聴く
産構審＋食農審

特定プラスチック使用製品提供事業者

前年度5 t 以上提供の場合、
「多量提供事業者」

【業種】（フォーク、スプーン、テーブルナイフ、マドラー及び飲料用ストロー）各種商品小売業（無店舗のものを含む。）、飲料料品小売業（野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業及び酒小売業を除き、無店舗のものを含む。）宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業及び洗濯業



使用の合理化の取組

【製品】

商品の販売又は役務の提供に付随して消費者に無償で提供されるプラスチック使用製品

主としてプラスチック製のフォーク、スプーン、テーブルナイフ、マドラー、飲料用ストロー、ヘアブラシ、くし、かみそり、シャワーキャップ、歯ブラシ、衣類用ハンガー及び衣類用カバー



プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出抑制

農林水産省
新事業・食品産業部

・プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出者に対しては、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進するために取り組むべき措置の判断の基準となるべき事項を命令（省令）で規定。主務大臣は排出事業者に対して指導・助言、多量排出事業者に対して勧告、公表、命令をすることができる。

